

第193回板橋区都市計画審議会

令和4年7月21日(木)

11階第一委員会室

I 出席委員

河 島 均	森 本 章 倫	宇 於 崎 勝 也
藤 井 さ や か	水 庭 武 宣	坂 本 あ ず ま お
田 中 や す の り	寺 田 ひ ろ し	小 林 お と み
高 沢 一 基	榎 本 進	笠 原 弘
杉 山 喜 久 枝	高 田 修 一	長 谷 川 孝 一
長 谷 川 清 美	石 黒 尚 美	香 月 高 広
大 道 和 彦		

II 出席幹事

区 長	副 区 長	都 市 整 備 部 長
政 策 経 営 部 長	産 業 経 済 部 長	資 源 環 境 部 長
ま ち づ くり 推 進 室 長	土 木 部 長	

III 出席課長

都 市 計 画 課 長	住 宅 政 策 課 長	消 防
警 察		

IV 議 事

○第193回板橋区都市計画審議会

開会宣言

議 事

<諮問> 1 東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針について 資料1

閉会宣言

V 配付資料

I 事前送付

1. 議事日程
2. 【資料1-1】議案第228号 東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について（東京都決定） 諮問文

【資料 1 - 2】同

都市計画の案の理由書

【資料 1 - 3】同

東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の
変更について（東京都決定）

【資料 1 - 4】同

東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針
（変更案）

II 机上配付

1. 板橋区都市計画審議会委員名簿
2. 板橋区都市計画審議会座席表

午後2時00分開会

○都市整備部長 皆様、こんにちは。

本日は御多忙のところ、板橋区都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

開会に先立ちまして、本日の冒頭の進行役を務めさせていただきます都市整備部長の内池
でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、5月の審議会後新たに委員となられました方及び再任された委員の
方々の御紹介を行いたいと存じます。なお、委嘱状につきましては、あらかじめ送付させて
いただいております。

お手元に委員名簿をお配りしておりますので、御覧いただきたいと思います。

恐れ入りますが、各委員の皆様におかれましては、コロナ禍でありますので、着座のまま
黙礼をお願いしたいと思います。

それでは、御紹介いたします。

初めに、坂本あずまお委員でございます。

田中やすのり委員でございます。

寺田ひろし委員でございます。

小林おとみ委員でございます。

高沢一基委員でございます。

石黒尚美委員でございます。

以上で御紹介を終わります。

それでは、坂本区長から御挨拶申し上げます。

○坂本区長 皆様、こんにちは。

大変お暑い中、またお忙しい中をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

皆様には、区政各般にわたりまして御指導賜り、誠にありがとうございます。

また、ただいま御紹介がございました委員の皆様方におかれましては、新たに御就任をい
ただきまして誠にありがとうございます。よろしく願い申し上げます。

本日は、諮問案件が1件でございます。

議案といたしましては、東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について、以
上1件について、本日、答申をいただく予定となっております。よろしく御審議のほど願

い申し上げます。

○都市整備部長 ありがとうございます。

恐縮でございますが、坂本区長は公務の都合がございますので、これで退席させていただきます。

〔坂本区長退席〕

○都市整備部長 引き続きまして、事務局より連絡がございます。

○都市計画課長 都市計画課長、千葉でございます。

資料の確認をお願いいたします。資料は、事前に送付させていただいたものと、本日机上配付させていただいたものがございます。

事前に送付させていただきましたのが、議事日程、資料1-1から1-4までとなります。その他の資料といたしまして、板橋区都市計画審議会委員名簿、座席表を本日机上に配付させていただきました。

資料の不足等がございましたら、事務局まで御連絡ください。

続いて、本審議会の公開について御説明いたします。

本審議会は、本審議会条例施行規則第3条第1項に基づきまして公開となっております。

審議内容につきまして、発言委員の氏名、発言内容、本日の資料と議事録及び委員名簿を公開させていただいております。本日の資料と議事録につきましては、後日、図書館等で文書にて公開し、また、ホームページ上でも公開する予定でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、傍聴される方に入場していただきますので、少々お待ちください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用をお願いしております。

〔傍聴者入場〕

○都市整備部長 それでは、審議会の進行を会長をお願いいたします。

○議長 それでは、ただいまから第193回板橋区都市計画審議会を開始いたします。

まず、事務局より出席委員数の報告をお願いいたします。

○都市計画課長 本日は、委員数23名のところ、現在の出席委員数は19名でございます。開会に必要な委員の2分の1以上の御出席をいただいております、会議は有効に成立いたします。

○議長 ありがとうございます。

次に、本審議会条例施行規則第4条第2項に基づきまして、署名委員を指名させていただきます。

宇於崎委員にお願いいたします。

○宇於崎委員 はい。了解いたしました。

○議長 これより議事に入りたいと存じます。

では、議案第228号 東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について、所管課より諮問文の紹介、都市計画の内容について説明をお願いします。

○住宅政策課長 住宅政策課長の宮村でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議案第228号 東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更についてを御説明させていただきます。

お手元の資料1-1、議案第228号を御覧ください。

本件については、令和4年6月28日付、4板都住第96号の4にて、板橋区長より板橋区都市計画審議会へ都市計画法第77条の2の規定に基づき諮問させていただきます。

計画名は、「東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について（東京都決定）」でございます。

理由につきましては、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき東京都から板橋区に意見照会があったため、「案のとおり決定することに異議なし。」との回答をすることについて、板橋区都市計画審議会の意見をお伺いするものでございます。

続きまして、「都市計画案の理由書」について御説明をいたします。

お手元の資料1-2、議案第228号を御覧ください。

項番1、種類・名称は「東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針」です。

項番2の理由でございます。読み上げさせていただきます。

住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条に基づき、良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランとして、都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の構想の明確な位置付けを行うものとして平成2年に定められた。

また、住宅市街地に係る土地利用、市街地開発事業及び都市施設等の計画を一体的に行うこと、住宅市街地の開発整備に関する個々の事業を効果的に実施すること、民間の建築活動等を適切に誘導すること等を目的としている。

都では、島しょ部を除く全ての都市計画区域について本方針を策定しており、このたび、「『未来の東京』戦略」や「都市づくりのグランドデザイン」、「都市計画区域の整備、開

発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」、「防災街区整備方針」、区の基本構想等と整合を図りつつ、令和4年3月策定の「東京都住宅マスタープラン」の内容に適合するよう見直しを行うものでございます。

理由は以上でございます。

続きまして、資料1-3、議案第228号の御説明をさせていただきます。

お手元の資料1-3、議案第228号を御覧ください。

資料1-3、議案第228号につきまして、前回、令和4年5月13日に板橋区都市計画審議会において報告させていただきました内容に対し変更となった部分について御説明をいたします。3ページを御覧ください。

項番4でございます。「スケジュール（法定手続き）」についてですが、【これまで】の部分について、「令和4年6月9日～23日」の期間で「東京都による都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧」が行われました。板橋区においては縦覧者はございませんでした。

また、資料1-3には記載がありませんが、本方針への意見についても意見なしであると東京都から連絡があったところでございます。この場を借りて御報告させていただきます。

下の【今後の予定】でございますけれども、7月下旬、板橋区から東京都へ意見提出を行いまして、9月予定、東京都による東京都都市計画審議会への付議が行われます。9月予定となっておりますけれども、東京都都市計画審議会のスケジュールが判明をしております。令和4年9月2日、金曜日に開催されるとのことでございます。

続きまして、資料1-4、議案第228号「東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針（変更案）」について御説明いたします。

お手元の資料1-4、議案第228号「東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針（変更案）」を御覧ください。資料1-4につきましては東京都作成の資料となっております。

東京都の資料はA4横で、23区共通の形になっておりますため、板橋区記載分を抜粋し、A4を縦に置いたときに一番下に振ってある番号をページ番号として使わせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1ページ目を御覧ください。

中央下段に「令和4年6月 東京都」と記載がございます。前回5月13日の板橋区都市計画審議会の報告のときには「令和3年12月」と記載をされておりました。

都市計画法第16条縦覧で用いた「東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針（原案）」となっておりますけれども、今回は、都市計画法第17条の縦覧が行われました「東京都市計

画 住宅市街地の開発整備の方針（変更案）」となっております。

では、前回「東京都市計画 住宅市街地開発整備の方針（原案）」からの変更となっている主な点について御説明をさせていただきます。

A 4 縦の 6 ページを御覧ください。

横向きに置いていただいて左側になりますけれども、7 行目です。「住宅ストックの老朽化」とございますけれども、この表現が追加されたところでございます。

同じページ左側、9 行目でございます。「脱炭素社会」とありますけれども、今回はこの部分が「持続可能な都市」となっていたものが変更となっております。

同じく、同じページの 9 行目でございますけれども、「住宅市街地のゼロエミッション化」となっております。今回は「環境対策」となっていたものが変更となっております。

同じく、同じページの 12 行目です。「新型コロナウイルス感染症の拡大」となっておりますけれども、今回は「新型コロナ危機」となっていたものが変更となったものでございます。

続きまして、同じく 6 ページから 7 ページにかけてですけれども、「目標 2」に記載をされております 3 つ目の黒点の 2 番目で「太陽光発電設備等が広く設置され、再生可能エネルギーの地産地消が進むことで、都市のレジリエンス向上にも寄与している。」とありますが、この表現が追加されたものでございます。

続きまして、同じく 7 ページ、8 行目です。「目標 3」に記載されております 1 つ目の黒点でございますけれども、「障害」という表現がございます。これが今回は「国籍」となっていたものが変更となったものでございます。

続きまして、同じ 7 ページの 10 行目です。「目標 6」、これは 2 つの黒点となっておりますけれども、今回は 3 つの黒点がありまして、「被災後に応急仮設住宅が速やかに供給され、都民の居住の確保が円滑に進む体制が強化されている。」が削除となっております。

続きまして、同じ次の 10 ページを御覧ください。

10 ページ目の、A 4 を横にして、その右側の 8 行目になります。4 の「重点地区等の整備又は開発の方針」、「(1) 重点地域」、「ア 地域の設定」でございます。括弧の中に、「おおむね環状 7 号線の内側」と表記が追加になってございます。

以上が本文の主な変更点でございます。

続きまして、板橋区に関わる主な変更点について御説明をさせていただきます。

別表の 13 ページを御覧ください。

「板. 1 大山駅周辺地区」についてですが、dにございます2つ目の黒点、「実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定」の部分についてですが、地区計画が前回、（一部決定済）となっておりましたものが、今回（決定済）となったものでございます。理由としては、令和4年3月、大山駅西地区地区計画が変更となったためでございます。これにより、（一部決定済）から（決定済）というふうに変更されてございます。

続きまして、同じdにあります3つ目の黒点「その他の特記すべき事項」についてですが、「街路整備事業」にあります「板橋区画街路9号線」、「鉄道付属街路1～6号線」、「都市高速鉄道東武鉄道東上本線連続立体交差事業」で、それぞれ（予定）だったものが全て（事業中）となっております。これは、東京都施行分及び板橋区施行分について令和3年12月に事業認可を受け、事業中となったためでございます。

主な変更点については以上となります。

最後に、前回5月13日の第192回板橋区都市計画審議会において、委員より資料の記載内容について2点御質問をいただきましたので、この場を借りて御回答させていただきます。

まず、御質問いただきました住宅市街地の開発整備の方針の本文で、1つ目ですけれども、A4縦に置いた場合の7ページを御覧ください。左側9行目でございます。

左側に記載されております「目標3 住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」について、1つ目の黒点「国籍」となっており委員が調べたものと異なっている。

2つ目の質問が、A4を縦に置いたときの7ページでございますけれども、右側10行目「目標6 災害時における安全な居住の持続」にある3つ目の黒点「被災後に応急仮設住宅が速やかに供給され、都民の居住の確保が円滑に進む体制が強化されている。」の部分について、委員の調べたものと異なっているという御指摘ございました。

異なった理由といたしましては、資料1-4の6ページから8ページに記載をされておりますけれども、目標1から10について令和4年3月に策定されました「東京都住宅マスタープラン」の記載内容にある「2040年代の姿」の部分が転記されたものでございまして、前回、第192回板橋区都市計画審議会において御報告をさせていただいたものについては、昨年12月に作成された住宅市街地の開発整備の方針の（原案）であったために、今回諮問の令和4年6月に作成された住宅市街地の開発整備の方針（変更案）であることから、時点の違いから記載内容が変更となっているためです。

また、記載の内容が（原案）と（変更案）で変わった理由については、「東京都住宅マスタープラン」の策定の過程で記載が変更となったためであり、都によりますと東京都住宅政

策審議会にて審議された内容を記載しているということでございます。

説明が長くなってしまいましたが、私からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたら挙手をお願いいたします。
小林委員。

○小林委員 前回の報告のときと委員が異なっていますので、私、ちょっと改めてお聞きしたいと思いますが、まずは、この資料の説明のほうで計画の新規事業、変更、削除というのが並べられています2ページですか、2ページにありますね。新規としては坂下一丁目地区、向原第二住宅、高島平二・三丁目、大山金井町が加えられという資料がありますよね、資料1-3の2ページです。いいですか。

○住宅政策課長 はい。

○小林委員 それで、1つは変更になった上のほうの大山駅前周辺から含めて5地区について、その後この地域の合意などについての進捗状況についてお聞きしたいと思っています。

それから、新規に加わる場所についてちょっとお聞きしたいのは、向原第二住宅などは分譲住宅、集合住宅、団地の分譲住宅の建て替えについてかなり住民合意が困難があったというのを、それを越えながらここまで来ていると思うんですが、高島平の二丁目、三丁目も同じ問題をまた抱えながらのまちづくりが始まるんだと思うんですね。その辺で、板橋区として、その分譲の住宅についての何か新しい取組が始まっているのかどうか、合意形成についての具体的な取組が行われているのかどうかというのを聞いておきたいです。

○議長 担当課長。

○住宅政策課長 まず、各地区の地域の合意形成の方向性については、区に相談があれば対応させていただきます。基本的には今回記載させていただいたとおりの状態であることを、今日御報告させていただいております。

先ほど高島平の御指摘がございましたけれども、これは、23ページに高島平二丁目、三丁目の記載がございます。この中で、ちょうど一番下のdの中に「実施予定の面的整備事業等の計画の概要及び決定又は変更予定」という中に、「機構住宅ストック再生」というのがございます。これはUR賃貸住宅のストック再生をするという予定で、我々の意見も踏まえ、東京都よりUR都市機構がこういった形で記載されたものと聞いております。

説明は以上でございます。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかには。

小林委員、質問ですか。

○小林委員 よく分かりません。

ほかの方、どうぞ。

○議長 ほかの委員さん、いかがですか。

特にありませんか。

小林委員。小林委員、質問ですか。

○小林委員 すみません。答えていただいているんじゃないかなと思うのは、この変更になっている大山駅周辺地区などについて、その後の進捗で何か変更はあるのでしょうか。

○住宅政策課長 はい。すみません。お待たせしました。

○議長 担当課長。

○住宅政策課長 大山の周辺地区につきましては、記載のとおりでございまして、特に大きな変化は所管部署から住宅政策課のほうには情報として入っていない状況ですので、今記載されている内容の情報しかございません。基本的には記載の内容のとおりというふう聞いてございます。

○議長 小林委員。

○小林委員 よく個々の計画に、よく分からないというか……、何ですかね。

大きな点としてお聞きしますけど、東京都のこの住宅市街地の開発整備方針、これ、去年、私が、1月でしたかね、ここでやはりコロナ禍の……、開発の計画、3本計画がありますよね。東京都のマスタープランの中に3つ計画がある中の1つ、2つが去年審議され、今年これが最後で、3つで仕上げになるのかなと思っているんですけど、その流れの中で、東京都のマスタープラン、あのときにもうコロナが始まって直後1年の中で、コロナを受けてのまちづくりについて、今ここで決めて本当にいいんだろうかという議論もこの場であったんだと思うんですね。

だけど決まっていって、最後、今度は住宅市街地の整備方針がここに来て令和4年度で決めようという話なんですけれども、流れとしては、基本的には東京都の例のサステナブルなリカバリーとかいう小池百合子さんのお言葉で進んでいるまちづくりの計画の基本的な考え方、そのところに何か変更点みたいなものが生まれているのかどうか。全体としては変わらない中でのそれを完成させていく形での、今度の私たちに対する諮問なのかということ、

漠然ですけれども聞きたいと思います。

○議長 ちょっと質問の意味も分かりにくいところがあるので、確認させていただきたいんですが、この資料1-3の最初のページに、この住宅市街地の開発整備の方針の法律的な体系、計画の体系の位置づけが下の図に書いてありますね。

それで、今、小林委員がおっしゃったのは、一番左上に「都市計画区域の整備開発及び保全の方針」という都市計画区域マスタープランというのが一番大本にあって、それと並ぶ形ですが、より具体的な計画として「都市再開発の方針」、「防災街区整備方針」、そして今日の「住宅市街地の開発整備の方針」、この3つが、今3つとおっしゃったのは多分この3つのことで、順次この「都市再開発の方針」、「防災街区整備方針」というのが東京都全体で策定されてきて、この板橋区の都計審にも付議をされてきていて、それで最後にこの今日の「住宅市街地の開発整備の方針」、これが今日付議されている。そういう状況にあることは確かだというふうに思いますね。

それで、今、小林委員がおっしゃっておられる何か変わったことはあるのかというのは、どの時点から。

○小林委員 大本ですね。大本の。

○議長 大本のというのは。

○小林委員 この一番初めの区域の整備開発方針の考え方から、何かその後、変更点などがないのかどうか。基本的な考え方に。

○議長 基本的には、その「都市計画区域の整備開発及び保全の方針」というのが一番大本になるもので、これの変更をベースとしながら、都市再開発についてはとか、防災街区整備についてはとか、住宅市街地の整備についてはという、それを具体化させる、敷衍する形でこれら方針が決まっているので、東京都の立場としてもそれらの間に違いがあるということは言わない。要するに整合しているということで、今回出てきていると思うんですね。

だから何か違いがあるのかといっても、基本的にはその考え方を踏まえてつくられてきているということだと思いますね。それでよろしいでしょうか。

○小林委員 そこを確認したかったということです。

○議長 はい。

○住宅政策課長 住宅政策課長です。

今回の整備方針が、住宅マスタープラン、今年の3月に決定されたマスタープランを反映させたものとなっていることは先ほど御説明したとおりなんですけど、今、会長がおっしゃ

ったとおり、ほかの整備方針あるいは都市計画区域マスタープランは整合性を取ってつくられたものであるんですけど、それぞれの時点というのがございます。

当然、先ほど委員がおっしゃった4月のウイルスの感染状況とか、そういったものをちゃんと考慮しなければいけない内容であることは承知の上だと思うんですけど、一番やっぱり顕著に表現として固まっているのが、今回のページ数で6ページの、資料1—4の6ページ、(2)の目標1というのがございます。ここに「新たな日常に対応した住まい方の実現」という表現がございます。

読ませていただきますと、都民の住生活にDXが浸透し、住まいの安全性・快適性がIoTの活用などにより向上するとともに、職住一体・近接や在宅学習の環境が整備され都民のニーズに対応して住宅での時間が楽しめる住まい方が実現している。住宅に関わる様々な手続きがオンラインで、ワンストップで完了できるようになっている。

この目標1が、新型コロナウイルスの感染状況を反映させたというように、私は感じています。あわせて、住宅マスタープランには、これに基づく施策の展開も東京都のほうで記載されております。その部分についても、やはり新型コロナウイルスの感染状況をしっかり捉えたものになっていると私は考えてございます。

私からの説明は以上です。

○議長 ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうかね。

ただいま質問、御意見をお願いしたところ、質問があったわけですけど、特にこの住宅市街地の開発整備の方針の変更案そのものについて、これはよくないというような御意見もなかったように思われますので、本議案につきまして……

○小林委員 意見、すみません。言わせていただきたい。

○議長 意見ですか。

○小林委員 ごめんなさい。意見、言わせてください。

○議長 小林委員。

○小林委員 個々の事案についての面積が広がったりとか、幾つかの変更点があるのは分かりますが、計画全体として大きな流れは変わっていないことが確認できました。

大本の計画そのものが、私は入り口での議論もしたように、やっぱり東京都の一極集中が収まるわけではない。コロナの問題についていえば、このオンラインとかそういうところの部分的なものは書き込まれたにしても、そういうまちづくり全体の方針が変わっているわけ

ではないので、そういう点で個々の変更点についていかがでしょうかというふうな点だけではなく、私はこの計画を今進めることがいかなものかというのは、住民合意が行われていないような開発がまだそのままになっていて、その網をさらに強めていくような形で網がかかっていくわけですから、私は、その点では板橋区としては推進することについてよしとは言えないというふうに思っています。

意見です。

○議長 田中委員。

○田中委員 意見で、よろしいですか。

○議長 はい、どうぞ。

○田中委員 たしか2年前だったと思うんですけども、区域マスタープランをこの都市計画審議会でも東京都のほうに決定をしてもよろしいんじゃないかという、こちらから意見を出して、私、そのときメンバーだったんですけども、それにのっとった方針として東京都の住宅マスタープランができたので、今回、住宅市街地の開発整備方針が出てまいりました。それぞれが、板橋区に関係のある重点地区、記載を見させていただきますと、区が進めている再開発の事業であったり公営住宅のところの事業であったりということに関して的確に表現がされていることと、あと、先を見据えた方向性も示してあると、特に開発の目標のところとかですね。というふうに感じておりますので、本計画を東京都に対して、東京都がお示ししてきている今回の案のとおり決定することに異議はないという御意見を申し上げたいと思います。

○議長 ありがとうございます。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。今、2つの意見が出ましたけど。

高沢委員、どうぞ。

○高沢委員 私も意見として、今回の諮問につきましては、特に板橋区分のところにおきましては、板橋の現状に合わせての変更ということで、新規事業の記載もされておりますし、変更の部分も、それから事業が完了したものの削除というものもされておりますので、現状に合わせるという意味において、今回の諮問、変更は適切なものだと思いますので、特に異議なく東京都に答申することがいいのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

寺田委員。

○寺田委員 ありがとうございます。意見を申し述べたいと思います。

私も、今回、この住宅市街地の開発整備の方針、特に重点地区で板橋区分、先ほどちょっと御意見が出ました向原第二住宅、ここはもう既に建物が取り壊されて住民は住んでいらっしやらない、移築計画も決まっているということで、おおよそしっかり計画が進んでいるというふうに認識しております。

ですので、今回の東京都の住宅マスタープランとか、その整合性を図るという意味で、大本この案のとおりこれは適切に進めてよいものであるというふうに認識をしております。

意見でございます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんは御意見ございますか。

よろしゅうございますね。

それでは、本議案につきましては、これから採決をいたしたいと思います。

議案第228号 東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更についてをお諮りいたします。

本議案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 ありがとうございます。

賛成多数と認めます。したがいまして、本議案は都市計画審議会として「異議なし」と答申することといたします。

本日は本議案のみということでございますので、以上をもちまして第193回板橋区都市計画審議会を閉会いたします。

なお、この後、事務局から連絡事項がございますので、そのまま自席で少々お待ちください。

○都市計画課長 それでは、傍聴の方、御退席願いたいと思います。よろしく願いいたします。

傍聴者の方が退出されるまで少々お待ちください。

〔傍聴者退出〕

○都市計画課長 次回の都市計画審議会でございますが、令和4年9月1日を予定しております。詳細は改めて御連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○都市整備部長 本日は長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、これでお開きとさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時43分閉会